

第 33 号議案

神戸市総合教育センター条例の一部を改正する条例の件
 神戸市総合教育センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市総合教育センター条例の一部を改正する条例

神戸市総合教育センター条例（平成 2 年 3 月条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>神戸市教職員研修所条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、<u>神戸市教職員研修所</u>（以下「<u>研修所</u>」という。）を設置する。</p> <p>（位置）</p> <p>第 2 条 <u>研修所</u>の位置は、次のとおりとする。</p>	<p><u>神戸市総合教育センター条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、<u>神戸市総合教育センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）を設置する。</p> <p>（位置）</p> <p>第 2 条 <u>センター</u>の位置は、次のとおりとする。</p>

神戸市中央区東川崎町1丁目3番2号

(事業)

第3条 研修所は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 教職員の研修に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

第4条 削除

(職員)

第5条 研修所に所長その他必要な職員を置く。

神戸市中央区東川崎町1丁目3番2号

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 教育職員の研修に関すること。

(2) 教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに研究成果の普及に関すること。

(3) 視聴覚教育に関すること。

(4) 児童及び生徒の教育相談に関すること。

(5) 心身障害児教育に関する情報の提供並びに心身障害児に対する検査及び訓練に関すること。

(6) 幼児教育に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業
(視聴覚センター)

第4条 前条第3号に掲げる事業を行うため、センターに神戸市視聴覚センターを置く。

(職員)

第5条 センターに所長その他必要な職員を置く。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

教育機関としての研修機能の明確化及び強化をするに当たり、条例を改正する必要があるため。